

暮らしを支える 公平な納税にご協力を！

行政サービスを支えているのは、市税や国民健康保険税などの税金です。税金は各種公共サービスや事業の推進、保険給付などに活用され、私たちの暮らしは公平な納税に支えられています。

市では、行財政改革を進めて経費の節減に努める一方、税を公平に負担していただくため、税が納付納入されない場合などには厳正に滞納処分を行っています。

滞納処分ってどんなんこと？

地方税法・国税徴収法などに定められている事務執行です。税を滞納している人の財産を差し押さえ、差し押さえた財産の取り立てや公売を行い、それを税金に充てる一連の手続きのことです。

●不動産、預貯金口座、生命保険、給与などの差し押さえ

勤務先や金融機関などに調査を行い、財産を把握し、取り立てや公売を行います。

●自動車の差し押さえ

自動車にタイヤロックを装着し、使用を制限して自動車を引き揚げ、公売します。

●居住などの検索

財産を見つけるために住居などを強制的に検索します。

●公売

差し押さえた財産を、公売会やインターネットを通じて売却します。



▲タイヤロック

税金を納期内に納められない…

そんなとき、まずはご相談ください

滞納処分を受けると、社会的信用が損なわれる場合があります。納付期限内に納めることが難しい場合は、必ず収納課にご連絡ください。現在の状況などを聞かせていただき、納税の方法などの相談をお受けします。

夜間と休日に納税窓口を開きます

納税相談も行いますので、ご利用ください。

【受付窓口】 収納課⑧窓口

【対象税目】 市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

【平日の夜間納税窓口】

●開設日 12月10日(月)～21日(金)

●時間 午後5時15分～午後8時

【休日の納税窓口】

●開設日 12月15日(土)、16日(日)、22日(土)、23日(日)、24日(月・振替休日)

●時間 午前8時30分～午後5時15分

12月は納税推進月間

問収納課 ☎ 63-1353・☎ 63-1362

安心・安全な水道水を 家庭にお届けしています

道水は、塩素消毒をしているから安心して飲むことができます。水道局では水道水を安心して飲んでいただくために、水源から蛇口まで、きめこまかな水質管理を行っています。

問水道局お客さまセンター ☎ 64-3333

安心安全な水道水のための水質検査

・原水（取水口から汲み上げた水）は月に1回検査をします。

・浄水は市内8箇所で月に1回検査をします。

・管末（配水池から離れている市内17箇所）は年中無休で残留塩素と色、濁りの検査をします。

※残留塩素とは…水道水中に残っている消毒用の塩素のことです。水道法では、蛇口から出る水道水の中に 0.1mg/l 以上の塩素が残っていなければならぬよう定められています。水道水の中に病原微生物を殺菌する塩素が残っていることは、適切に消毒が行われている証です。

寒くなったら水道管の凍結に注意！

◆こんな時には凍結に注意！

気温が氷点下4℃以下になると水道管が凍結やすくなります。屋外の水道管、北側で日が当たらぬい場所、風当たりが強いところ、むき出しになっている水道管は特に注意が必要です。長期間留守にする場合は凍結防止対策をお忘れなく。天気予報を確認して水道管を凍結から守りましょう。

◆凍結を防止する対策

・むき出しになっている水道管は、発泡スチロール製の保温材などで保温してください。
・屋外の蛇口は、乾いたタオルなどで保温し、水に濡れないようにビニールで包む簡易対策も一定の効果があります。

・蛇口から水を少し出しておく（水道料金は加算されます）
・給湯器などは、機器の凍結防止マニュアルを確認ください。

◆もし凍結してしまったら…

・立ち上がり管の場合は、水道管に直接ぬるま湯をかけて様子をみてください。
・蛇口の場合は、蛇口にタオルを当ててぬるま湯をかけると、余熱も利用できて効果的です。

※熱湯の使用は、器具が破損したりやけどをしたりするおそれがあるため避けましょう。

・凍結して水が出なくとも必ず蛇口を閉めて外出しましょう。

※気温が上がり、氷が溶け出すと水が出しちゃうになりますのでご注意ください。

◆管が破損して水が漏れ出したら…

・水道メーターボックス内のバルブを閉め、水道業者へ修理を依頼してください。（修理代金は自己負担です）

・長期間留守にする場合は、万一の漏水を防止するために、元栓を閉めましょう。

◆凍結した後に赤い水が出てきたら…

凍結後に水を使い始めるとき、濁った水が出る場合があります。室内の水道管凍結の影響です。濁りがなくなるまでしばらく水を流してください。

こんな方法も利用できます
納めるときは

おすすめです 便利な口座振替と自動払込

荒尾市公金等口座振替依頼書・自動払込利用申込書は、市内の取扱金融機関にあります。市外の人には申込書を送付することもできます。混雑する窓口でその都度支払う必要がなく、一度手続きをすれば毎年継続されます。

申し込みには、市税などの納税義務者の認印、取扱金融機関の引き落し口座の通帳印が必要です。固定資産税の支払いを申し込む場合は、納税通知書番号を記入してください。

市民サービスセンター(あらおシティモール2階)で納められます

平日と土日祝日、午前10時30分から午後7時まで、納付期限内の納税通知書（使用期限内の督促状を含む）で納めることができます。

※納付期限日の過ぎたものは受け付けることができません。納期限が過ぎてしまった場合は、収納課にお問い合わせください。

